

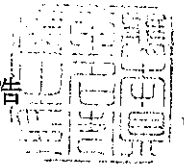
告 示

玉名市告示第 18号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく玉名市景観計画の一部を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月24日

玉名市長 藏原隆浩



1 景観計画の名称

玉名市景観計画（令和5年3月改定）

2 景観計画の変更の概要

- ・景観形成推進地区および特定施設届出地区の変更
- ・届出対象行為及び景観形成基準の変更

3 効力の発生する日

令和5年4月1日

4 縦覧場所

玉名市岩崎163番地

玉名市役所建設部都市整備課